

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下の
とおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
六条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 七日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号	氏 名	登 録 年 月 日
山医 一六〇六八	宇賀 公彦	令和 七年 五月 十四日
山医 一六〇六九	泉本 真志	"
山医 一六〇七〇	荒井 大輝	令和 七年 五月 二十三日
山医 一六〇七一	石田 千賀	"
山医 一六〇七二	伊藤 千紘	"
山医 一六〇七三	江本 貴裕	"
山医 一六〇七四	菊池 翔透	"
山医 一六〇七五	熊手 紺乃	"
山医 一六〇七六	越 尚志	"
山医 一六〇七七	高田 大資	"
山医 一六〇七八	田中 量万	"
山医 一六〇七九	中村 龍一朗	"
山医 一六〇八〇	野間 啓太	"
山医 一六〇八一	矢野 裕一	"
山医 一六〇八二	山本 龍之輔	"
山医 一六〇八三	吉田 知央	"
山医 一六〇八四	西嶋 大樹	"
山医 一六一〇三	渡邊 麟太郎	令和 七年 五月 三十日
山医 一六一〇四	今手 麻衣	"
山医 一六一〇五	河杉 航聖	"

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第七十一条第一項の規定に基づき、以下の
とおり保険医及び保険薬剤師の登録を行ったので、保険医療機関及び保険薬局の指定
並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第
六条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 七日

中国四国厚生局長

依田 泰

登録の記号番号	氏 名	登録年月日
山薬 七一七八	井上 大健	令和 七年 五月 二十三日
山薬 七一七九	水野 優斗	"
山薬 七一八〇	道下 大生	"
山薬 七一八一	中本 未来	"
山薬 七一八二	河村 早紀	令和 七年 五月 二十四日
山薬 七一八三	田中 寛子	"
山薬 七一八四	田川 孝司	令和 七年 五月 二十五日
山薬 七一八五	高橋 直也	令和 七年 五月 二十六日
山薬 七一八六	石川 奈穂	"
山薬 七一八八	山城 綾乃	令和 七年 五月 二十七日
山薬 七一八九	三輪 廉太郎	令和 七年 五月 二十八日
山薬 七一九〇	城戸 あかり	"
山薬 七一九一	山田 優樹	令和 七年 六月 一日
山薬 七一九二	沖 大貴	令和 七年 五月 二十八日
山薬 七一九三	山下 真弥	"
山薬 七一九四	筒井 沙織	令和 七年 六月 三日
山薬 七一九五	山村 拓矢	令和 七年 六月 五日
山薬 七一九六	湯田 勇一	令和 七年 六月 九日
山薬 七一九七	柏木 健宏	令和 七年 六月 十日
山薬 七一九九	柿沼 杏奈	令和 七年 五月 十二日